

安 全 の 手 引 き

2 0 1 8 年 1 月
在アトランタ日本国総領事館

I はじめに

近年、海外で生活する日本人が急増し、海外で事件や事故に巻き込まれる事案も増加しています。

ひとたび海外で事件や事故に遭遇されると、現地においてはもちろん、日本のご家族をはじめ多くの関係者に大変な心配をかけ、事後措置に多大な労力と出費を要することになります。

海外で事件や事故に巻き込まれないためには、当地の法律や実情を十分理解され、日頃から安全対策に留意されることが大切です。

この「安全の手引き」は、日本人のみなさんが、当館管轄区域に安全に滞在されるための基礎的な情報を取りまとめたものです。安全対策の参考としていただければ幸いです。

当館の管轄州は、米国東南部の以下4州です。

- ジョージア州
- アラバマ州
- ノースカロライナ州
- サウスカロライナ州

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自己防衛意識の高揚

「自分と家族の安全は、自分たち自身で守る」ことが安全対策の大原則です。日本とは生活環境が異なることを常に自覚し、安全な生活を確保してください。

(2) 安全を優先する

住居の安全対策は生活の基礎となるため、ホテルや住宅選びは値段よりも安全性を重視しましょう。

(3) 当地の常識や生活習慣を尊重する

米国は個人主義の国と言われますが、これは各人がルールやマナーを守ることが前提です。当地の法律や一般常識、若しくは、コミュニティーのルールを守り、無用なトラブルを避けましょう。

(4) 地域社会に溶け込む努力

近所の方々と安全情報の交換をすることで、トラブルを回避できる場合もあります。また、近所に信頼できる方がいれば、いざという時に助けてもらえるかもしれません。地域社会に溶け込む努力も必要だと思われれます。

(5) 安全のための三原則

- ・目立たない
- ・行動を予知されない
- ・用心を怠らない（生活に慣れたところが要注意）

(6) その他

適度な運動と規則正しい生活を心がけストレスを減らすようにしましょう。

2 最近の犯罪発生状況

(1) 2016年中の各州の犯罪発生状況（2017年FBI統計資料より抜粋）

	殺人	強姦	強盗	傷害	侵入盗	非侵入盗	車両盗
全米	5.3	40.4	102.8	248.5	468.9	1745.0	236.9
ジョージア	6.6	34.0	118.4	238.5	614.4	2130.1	259.9
アラバマ	8.4	39.4	96.4	388.2	700.5	2006.3	241.1
ノースカロライナ	6.7	28.1	92.0	245.5	710.4	1876.2	150.8
サウスカロライナ	7.4	48.1	81.3	365.0	664.7	2298.5	280.6

※数値は、人口10万人当たりの犯罪発生

率

(2) 日本人被害例

当館がこれまでに連絡を受けた日本人の被害には次のようなものがあります。

- レストランで食事中、駐車していた自動車の窓ガラスを割られ、車内から現金や旅券などが入った鞆を盗まれた。
- 留学生が入浴のため寮の部屋を留守にしている間に、現金やクレジットカード等在中の鞆を盗まれた。
- ブッフエ・スタイルのレストランで、座席に財布等の入った鞆を残し、席を離れていたところ、鞆を盗まれた。
- 旅行中にズボンの後ろポケットに入れていた財布をスリ盗られた。その後、盗まれたカードで預金を引き出された。
- 夜間、宿泊先のホテルに車で戻り、駐車場で車から降りたところ、2人組に襲われて現金やクレジットカードなどが入ったウエストポーチを強奪され、その際、突き飛ばされて軽傷被害を受けた。
- ホテルの自室でけん銃を所持した犯人に脅され、現金、パソコン、パスポート等を奪われた。
- 午後11時30分ころ、レストランの駐車場において、食事を終えて車に戻る途中、暴漢に襲われて素手で顔を殴られた挙げ句、現金、免許証等在中のバックを奪われた。
- 午後10時ころ、仕事を終えて勤務先から徒歩での帰宅途中に、けん銃を所持した犯人に脅され、現金等の入った鞆を奪われた。

3 安全に暮らすための具体的留意事項

(1) 住居の安全対策

- ア 最新の治安情勢の情報を入手し、安全な地域を住居に選びましょう。
 - 情報の入手先 ～ 当館ホームページ、在留邦人（勤務先の同僚や不動産会社等）、その他情報誌等
 - 契約前に時間帯を替えて複数回周辺の様子を確認
 - お子さんがいる場合は、学校環境の確認も必要
- イ 日常生活において
 - マンションがオートロックの場合でも、後ろから追従されるおそれがありますので、背後にも注意しましょう。
 - エレベーター内では、操作盤付近に立ち同乗者に背を向けないようにしましょう。
 - 家に着いたらドアの鍵は中に入ったらずぐに締めましょう。ドアチェーンやU字ロックだけでは施錠したことにはなりません。
 - 鍵を掛け忘れた箇所から中に侵入されることがありますので、就寝前には必ず窓等の戸締まりを確認しましょう。
 - 在宅中に人が尋ねて来た場合は、相手の身分を確認するまでドアを開けないでください。業者等を装って押し入るケースがあります。

(2) 外出時の注意事項

- 多額の現金は持ち歩かないようにしましょう。
- バッグから目を離さずにできるだけ身に付けておきましょう。
- 夜間の外出はできるだけ徒歩は避け、自動車などを利用しましょう。
- 外出から戻ったときには、玄関や屋内の様子に変わったところが無いか確かめましょう。なお何者かに侵入されたような形跡がある場合には、不用意に中に入らず、管理人や警察に通報しましょう。
- 帰宅途中は人通りの多い道、明るい道を選びましょう。
- 一人で人気のない夜道を歩かなければならない時は、顔を上げて早足で通り抜けましょう。
- できれば防犯ブザーを携行しておきましょう。
- スマートフォンを操作する、イヤホンをつけて音楽を聴きながらの歩行は周囲の音が聞きとれません。
- 見知らぬ人に声をかけられたら用心し、時々周囲に気を付けましょう。

(3) 自動車に関する防犯対策

- 車を駐車する際には、人目の多い安全な場所を選びましょう。特に夜間は明るい場所や建物の出入口に近い場所に駐車するように心がけましょう。
- 車から離れる場合には、必ず全ての窓を閉め、ドアロックをします。
- 外部から見えるところに鞆等を放置しないように心がけましょう。
- 車を乗り降りする際には、必ず周囲に不審者がいないか確かめましょう。
- 乗車するとすぐにドアをロックしましょう。不用心に窓を開けたりせず、アラームなどの防犯装置を活用しましょう。
- 車の内外を常にチェックし、異常の有無や燃料の状態等を確認しておきましょう。

よう。

～ 災害発生時の準備にもなります

- 道路地図や緊急連絡先などを車内に常備しておきましょう。

(4) 生活上の留意点

- 常日頃から隣人と良好な関係を築いておきましょう。
- 平素から家族とは防犯に対する心がけについて話し合っておきましょう。特にお子さんにはお子さんの目線で防犯対策をご指導ください。
- 緊急連絡先の電話番号を電話機の近くに用意しておきましょう。

(5) 個人情報を守るための注意事項

個人情報がさまざまな方法で盗まれ、悪用される被害が発生しています。次の点に留意して下さい。

- デビットカードやクレジットカードの暗証番号を設定する際、容易に推測できるようなものは避けましょう。
- 電話やインターネットで個人情報を聞かれた場合は、すぐに教えずに相手を確認した後に適切に対応しましょう。
- 自宅の郵便受けから郵便物が盗まれないよう、鍵付きのものにしましょう。
- レシート、銀行口座明細、クレジットカード明細、小切手等の個人情報が含まれた書類等を捨てる時は、悪用されないようにシュレッダーをかけて再現できないようにしましょう。
- ソーシャル・セキュリティ・カードを持ち歩かないようにしましょう。
- パソコンにウィルス対策ソフトを導入して、感染を予防しましょう。
- 心当たりの無いメールは開封せずすぐ廃棄し、添付ファイルは開けないようにしましょう。
- パソコンを廃棄する場合、ハードディスク内の情報を消去し個人情報の漏洩防止に努めましょう。

(6) 犯罪被害に遭遇した場合

- 銃や刃物を突きつけられ場合は、抵抗せず従いましょう。
～反撃のそぶりを見せれば攻撃される可能性が高くなります。
- ひったくり等の被害に遭っても、むやみに犯人を追跡して取り戻しては、相手に反撃される可能性があります。
- 被害に遭った場合には、必ず警察に届け、クレジットカードやキャッシュカードを盗まれた場合は、クレジット会社や銀行に連絡して支払い停止の手続きを行い被害を最小限に抑えましょう。

4 交通事故対策

(1) 車内に備えておくもの

- 自動車登録証、自動車保険証
- メモ紙、筆記具、発煙筒、非常停止板、懐中電灯、作業用手袋、バッテリー用ジャンプケーブル
- 携帯電話等

(2) 事故に遭ってしまったら

ア 米国では、事故当事者が直接示談交渉することはほとんどありません。

通常は双方の保険会社が手続きを代行するので、事故現場で相手と議論したり、一方的に謝罪することは好ましくありません。意識的に気持ちを落ち着けるよう努力して下さい。

イ 具体的留意事項

- 直ちに911に電話して、警察官の臨場と事故処理を依頼し、けが人がいる場合は救急車も併せて要請します。
- 保険会社に一報します。
- 相手が逃走したときに備えて、相手の車のナンバーや特徴をメモする、もしくは携帯電話のカメラで撮影しておきましょう。
- 警察官の事情聴取の質問内容が分からない場合、理解できないことを告げて誤解のないようにし、場合によっては知人等に通訳を頼むことも一案です。
- 事故の相手方の住所、氏名、電話番号、保険会社名、保険証番号を聞いて記録しておきます。
- 目撃者がいれば、その人の名前や連絡先等を聞き、記録しておきましょう。
- 現場に来た警察官の名前やバッジナンバー、所属警察署と事件番号などを記録に残しておきましょう。後の保険請求に必要となります。

(3) 飲酒運転について

飲酒運転は、交通事故を引き起こす可能性を格段に高くします。

交通事故を起こせば、事故を起こした本人のみならず、本人の家族、そして被害者や被害者の家族に深刻な影響を及ぼします。

在留邦人や旅行者の中には、「米国では飲酒運転が容認されている」と誤って解釈されている方もいますが、飲酒運転で検挙されると、警察に逮捕・拘留され、罰金が科されると共に奉仕活動への従事や飲酒に関するカウンセリングの受講等を課されます。さらに、逮捕歴が残り、場合によっては米国への入国制限など、長期的な影響も発生します。エンジンを掛けたまま車内で休憩していただいても、飲酒していれば飲酒運転として処理される場合があり逮捕されたケースもあります。

また、車内の見える場所にアルコールの容器を置いていると飲酒運転を疑われます。

飲酒運転は、絶対に避けましょう。

(4) 警察官から運転中に停止を求められた場合

- 運転中にパトカーから停止を求められたら・・・落ち着いて道路脇に車を寄せましょう。
 - ◇ 車のエンジンを切り、室内のライトを点け、窓を一部開けて両手をハンドルの上に置いて、警察官が近づいてくるのを待ちましょう。
 - ◇ 慌ててポケットから免許証を取り出そうとしたりする行為は、武器を隠し持っているという誤解される原因となり、警察官の許可無く勝手に車から降りるといった行為は、逃走や抵抗とみなされ逮捕される場合があります。
 - ◇ 過去に発生した警察官による発砲事件の中には、職務質問を受けた人が

警察官の指示に従わず、抵抗や逃走を試みたことにより危険人物とみなされ、けん銃使用に至ったケースもありますので、警察官の指示命令には素直に従い、大きな問題に発展しないよう気をつけましょう。

- 交通切符を渡されたら・・・素直に切符に署名しましょう。
- ◇ 警察官の主張する違反に異議がある場合、日本とは異なり、違反現場で議論するのではなく、後日行われる裁判所で争うことになります。

(5) 免許証の取得・更新について

米国東南部の殆どの州で運転免許証取得・更新時の確認要件が厳格化されています。

従って、当館管轄州に居住される方（居住されている方）については、住居を定めた後に速やかに州発行の運転免許証を取得されることをお勧めします。

（注）これまでに住居を定めた方が日本の国際運転免許証と有効な日本の運転免許証を所持しても免許不携帯として罰せられた事案もあります。

また、ジョージア州の担当者によれば、免許証取得・更新の際は米国滞在の合法性を示す査証や移民局の入国情報（I-94）を確認しており、確認には30日以上を要する場合もある、とのこと。特に、免許証を更新する場合、更新前に米国外へ旅行すると、更新期日前に移民情報が確認できない場合もあるので、時間に余裕を持って行うようにしましょう。（ジョージア州では150日前から更新可能です。）

5 生活習慣の違いによる注意事項

日米の生活習慣の違いから来る「ちょっと」や「うっかり」が児童虐待といった大事件になってしまうこともあります。

- 子供への体罰が子供に対する虐待行為と見なされ、夫婦間の暴力も家庭内暴力として処罰の対象にもなります。
- 子供が小さくても、親と一緒に湯船に入ったり、子供の入浴中の写真を撮る行為等は、性的虐待として処罰の対象になることがあります。
- 駐車中の車内に幼児を残したり、幼児だけを家に残して外出することは、法律で禁止されている場合があります。
- 幼児を車に乗せる際には、チャイルド・シートの使用が義務となっています。（タクシーなどの場合、乗車できない場合もあります。）

6 親権の問題

近年、国際結婚が増えていますが、父母双方が親権（監護権）を持つ場合であっても、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供を連れ去る行為（親が日本に帰国する際に子を同伴する場合を含む）は、米国の国内法では重大犯罪（実子誘拐罪）とされています。

（2014年4月1日より日本もハーグ条約加盟国となっています。）

Ⅲ 大規模災害・テロ対策

〈2017年にアメリカ国内で発生したテロ・銃撃事件〉

- ニューヨーク市タイムズスクエア付近の爆破未遂事件（12月11日）
- ニューヨーク市マンハッタン地区の車両突入事件（10月31日）
- ラスベガス市ホテルにおける銃撃事件（10月1日）
- ミシガン国際空港における警察官に対する刺傷事件（6月21日）

大規模な災害やテロが、いつどこで発生するかを予測することは困難です。こうした突発的なテロ事件や大規模災害などが発生した際に、被害を最小限に食い止めるためには、日頃から対策を検討し準備しておくことが大切です。

1 日頃の心構え（大規模災害に備えて）

（1）連絡体制

- あらかじめ家族や会社の同僚との間で緊急の際の連絡方法を何種類か決めておきましょう。
- 在留届を提出しましょう。
～ 総領事館は、在留届を基礎資料としてみなさんへの連絡や安否確認を行っています。（転出・帰国等の変更があれば手続きをお願いします。）

（2）緊急時の避難先

- 事前に家族や同僚と緊急時の避難場所を決めておきましょう。
- ～ 州政府その他地域のコミュニティー等によってあらかじめ避難場所が指定されている場合は、その指示に従うこととなります。

（3）緊急避難キットの準備

食料などの支援が得られない（5日程度）と想定して、以下の物品を簡単に運べるように

リュックサック等に準備しておくことをお勧めします。

- 飲料水（1日1人あたり1ガロン）
- 缶詰等の長期保存食と缶切り
- 着替え、合羽やポンチョ等の雨具（防寒具兼用）
- 毛布、寝袋
- 応急手当キット及び最低1週間分の処方薬
- 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、ろうそく、マッチ・ライター
- 現金（大規模災害時にはカードが使えなくなる可能性が高い）
- 自宅と自動車の予備キー
- 家族との緊急時集合場所を記したメモ及び周辺地図
- ホームドクターの連絡先
- 家族全員の健康・医療情報（持病やアレルギーについては英訳も用意）

- 旅券，写真付き I D，保険証等重要書類のコピー，SSNカードのコピー
- 警笛，ブザー
- 石鹸，歯ブラシ，歯磨き粉等の衛生管理用品
- スニーカー等の歩きやすく丈夫な靴
- 防塵マスク，予備の眼鏡
- ヘルメット（あれば安心）

2 緊急事態が発生したら

- (1) 総領事館は，皆さまの保護に万全を期するため，情報収集，情報判断及び対策を策定し，在留届等を元に連絡や安否の確認を行います。
- (2) 緊急事態が発生したら，テレビやラジオなどによる情報収集を心掛け，流言に惑わされることのないように注意してください。
- (3) 緊急事態の発生や現場周辺の情報など，役立つと思われる情報は総領事館にお知らせ下さい。他の日本人の方々に貴重な情報となります。
- (4) 大規模災害等が発生した際には，まず自宅や勤務先に待機し，情勢を見守ることになります。緊急避難先に避難することとなった場合には，その旨を総領事館に通報して下さい。当館では，避難先への情報提供，支援等を行います。

3 情報の入手先

- (1) ハリケーン関連情報が入手可能なウェブサイト
 世界気象機関（<http://severe.worldweather.wmo.int/>）
 ウェザー・チャンネル（<http://www.weather.com/>）
 米国ナショナル・ハリケーン・センター（<http://www.nhc.noaa.gov/>）
- (2) その他，テロ・誘拐対策
 パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策 Q & A」
 (URL : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html)
 パンフレット「海外における脅迫・誘拐対策 Q & A」
 (URL : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html)
 パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
 (URL : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html)

4 緊急連絡先

- (1) 警察，消防，救急車（緊急時） 9 1 1
 ※ 緊急以外の問い合わせや相談は，地元警察に電話してください。
 ※ 当館ホームページ（生活安全情報）に弁護士協会，警察，病院等の連絡先を掲載しています。
- (2) 在アトランタ日本国総領事館
 代表： 4 0 4 - 2 4 0 - 4 3 0 0

F A X : 4 0 4 - 2 4 0 - 4 3 1 1

※ 夜間・休日など閉館時の緊急連絡は、音声ガイドに従って「7」をプッシュしてください。

IV 総領事館からのお願い

1 在留届の提出

(1) 在留届とは

- 在留届は、大使館や総領事館が、在留邦人の皆さまの当地への滞在を確認するためのものです。外国に3ヶ月以上滞在予定の日本人は、その地を管轄する大使館または総領事館に在留届を提出することが義務づけられています。
- メールアドレスを登録すれば総領事館からのお知らせメール（危険情報等）を受信することができます。

(2) 提出方法

在留届の用紙は、総領事館窓口で受け取ることができるほか、郵便やインターネットで入手することができます。提出は、直接窓口でご提出いただくほか、郵送、ファックス、インターネット等による提出も可能です。詳細は当館ホームページをご覧ください。

2 その他

- 外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐に関する問い合わせを除く）
住所：東京都千代田区霞が関2-2-1
電話：（代表）03-3580-3311 （内線）5140
- 外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐に関する問い合わせ）
電話：（代表）03-3580-3311 （内線）3679
- 外務省領事サービスセンター（海外安全担当）
電話：（代表）03-3580-3311 （内線）2902
- 外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（携帯版）
- 在アトランタ日本国総領事館
電話：（代表）404-240-4300

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>